

カワサキ会計事務所だより

令和2年 6月号

発行所 カワサキ会計事務所
〒850-0918 長崎市大浦町7番22号コーポおおうら3F
TEL (095)826-1718 FAX (095)826-1835
URL <http://www.kawasaki-kaikei.com>
発行人 税理士 川崎 清廣

6月の税務カレンダー

個人住民税 普通徴収第1期
国民健康保険税 第1期

長崎市ホームページより



長崎県内の新型コロナウイルス関連持続化支援金・給付金についてのまとめ(一部)

R2.6.4時点

	長崎市		諫早市	大村市	時津町		長与町
	小売・飲食店	小売・飲食店等除く			飲食店	全業種	
対象者	市内で営業する小売、飲食店など	法人：市内に本社等を有する事業主 個人事業主：長崎市民であること など	法人：市内に本社等を有する事業主 個人：諫早市民であること など	市内に店舗等を有しているもの。市内に本社又は本店を有する法人。市内に居住する個人で市外に店舗等を有するもの。 など	食品衛生法第52条の規定により飲食店等の営業許可を受け、3ヶ月以上営業する飲食店等 など	法人：市内に本社等を有する事業主 個人：時津町民であること など	食品衛生法第52条の規定により飲食店等の営業許可を受けている。 など
売上減少の要件	R2.3～5月の任意の1ヶ月の売上が前年同月と比較して20%以上減少していること。 など	R2.1月から申請の前月までにおいて、いずれかの月間事業収入が、前年同月比で50%以上の減少に満たないものの、20%以上減少していること。 など	R2.3～5月の任意の1ヶ月の売上が前年同月と比較して30%以上減少していること。 など	R2.2～6月の内、連続する3ヶ月間の売上高などが、前年同月と比較して20%以上減少していること。 など	R2.3～5月の任意の1ヶ月の売上が前年同月に比して20%以上減少していること。 など	R2.3～5月までの月間事業収入の平均額と、前年3～5月の月間事業収入の平均額と比較して20%以上50%未満であること。 など	減少要件なし
支給上限額	30万円	法人：30万円 個人事業主：15万円	一律30万円	一律30万円	30万円	法人：30万円 個人事業主：20万円	1店舗につき一律20万円
国の持続化給付金との重複	○	×	○	○	○	×	○
提出期限	令和2年6月30日(火)	令和3年1月15日(金)	令和2年6月30日(火)	令和2年6月19日(金)	令和2年6月30日(火)	令和2年8月31日(月)	令和2年6月30日(火)

今回は、新型コロナウイルス関連の持続化支援金・給付金について長崎県内の自治体別(一部)でまとめてみました。対象者・要件については主なものをピックアップして記載していますのでその他の要件等により該当、非該当が変わってきますので各担当者へお尋ねください。

又、長与町につきましては、6月の2週目に飲食店以外の方が対象の支援金が周知されるとの回答を長与町職員よりいただいておりますので気になる方は随時確認してください。

<カワサキ会計事務所は、8月1日新たな事務所体制へと移行します！>

昨年6月の「事務所だより」において、「**これから30年！**」として、下記のようなことを表明しました。
「現在の体制でこれからの30年を乗り切ることとは不可能です。そこで、職員とも相談し、他の税理士事務所と合併し、来るべき30年に備えたいと考えております。詳細は後日お知らせしたいと思います。よろしくご協力ください。(川崎)」

昨年に降いろんな準備をしてきましたが、いよいよ8月1日に他の税理士事務所(＝税理士法人)と合併することになりました。当該税理士法人は、長崎市と佐世保市に事務所を設置しており、税理士2名、職員4から5名程度の事務所です。税理士は両名とも50歳代です。詳細は、7月号「事務所だより」に記載しますが、合併後の新しい長崎事務所は現在のカワサキ会計事務所(大浦町)となります。(川崎)